

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案 参照条文

目 次

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・ 1

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（抄）

（事業者の処理）

第十二条 （略）

2 ～ 4 （略）

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 ～ 13 （略）

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）（抄）

（廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項）

第八条 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、環境省令で、次に掲げる事項に関し、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 ～ 五 （略）

2 （略）

（勧告及び命令）

第十条 環境大臣は、産業廃棄物処分業者であつて、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の再資源化の実施の状況が、第八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定産業廃棄物処分業者に対し、その判断の根拠を示して、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 （略）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第二章、第三章第一節、第四十六条及び第四十九条の規定公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日